平成２６年（フ）第１７９０号
名古屋市名東区極楽２丁目152番地
債務者　平野　征代
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０１１号
名古屋市瑞穂区田辺通４丁目24番地の３
ハートイン田辺３Ａ号
債務者　加行　恒男
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８２３号
神戸市中央区下山手通７丁目15番17―601号
債務者　兼田　美幸
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８９１号
神戸市長田区長田天神町１丁目13番８号　Ａｎｇｅ神戸202号、従前の住所神戸市兵庫区湊町２丁目４番４―902号
債務者　寺井　一男
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８９２号
神戸市長田区四番町４丁目公有地　市住25―408号、従前の住所神戸市長田区長田天神町１丁目13番８号　Ａｎｇｅ神戸202号
債務者　寺井真佐美
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９２１号
神戸市長田区六番町３丁目４番地の９
債務者　豊村　理香
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７号
神戸市長田区五番町３丁目10番地　市住32―206号
債務者　小西　良人
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３号
神戸市兵庫区湊町１丁目２番15―601号
債務者　内藤　美佳
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２７０号
青森県上北郡七戸町字中野90番地31
債務者　附田　智明
1　決定年月日時　平成27年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２８４号
青森市中央１丁目20―15　メゾン中央102号室、住民票上の住所青森県五所川原市大字前田野目字長峰79番地20
債務者　西塚　　恵
1　決定年月日時　平成27年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１号
青森県北津軽郡中泊町大字高根字小金石731番地
債務者　小野　光代
1　決定年月日時　平成27年１月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第３号
青森県五所川原市大字高瀬字二見215番地１
債務者　川村　　誠
1　決定年月日時　平成27年１月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２６年（フ）第１１６号
山口県光市虹ケ浜１丁目14番５－３号　光市営幸町住宅25号、前住所山口県光市室積中央町12番４号　レオパレス室積１―101号室
債務者　田辺伊佐美（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成27年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第１８１号
東京都大田区大森北６丁目26―６
債務者　川村　昌広
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２９５号
東京都中野区江古田１―20―10　ドムス江古田１―Ｄ、住民票上の住所東京都中野区中野４丁目11―５―212
債務者　岩本　末夫
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２９６号
東京都豊島区池袋３丁目48―８―204
債務者　藤田　玲子
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部